

陸上競技クラブ SNE Legacy 利用規約

第1章 総則

第1条 (名称及び運営)

1. 本クラブは「SNE Legacy」(以下、「本クラブ」という)と称します。
2. 本クラブは、運営責任者 木村克也(以下、「運営者」という)がその運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、本規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)を行います。
3. 本クラブは、児童(小学生)を対象とした陸上競技の指導および活動を提供することを目的とします。

第2条 (本規約の適用)

1. 本規約は、本クラブに入会した会員およびその保護者(以下、総称して「会員等」という)に適用されるものとします。
2. 本クラブは、本規約の他、本クラブの運営に必要な細則、ガイドライン等を定めることができ、これらは本規約の一部を構成するものとします。

第2章 会員資格及び入退会

第3条 (会員資格)

1. 本クラブに入会できる方は、以下の各要件を全て満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。
 - ① 本クラブが対象とする学年(原則として小学生)に属する児童であること。
 - ② 健康状態が良好であり、医師から運動を禁じられていないこと。
 - ③ 本規約を遵守し、円滑なクラブ活動に支障を来す可能性がないと本クラブが認めたこと。
2. 以下の各号のいずれかに該当する方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で直ちに退会していただきます。
 - ① 刺青(タトゥー)及びこれに類するものが入っている方。
 - ② 暴力団構成員その他反社会的勢力と認められる方、または関係者である方。
 - ③ 集団行動や指導に著しく支障を来す方、その他本クラブが不相当と認める方。

第4条 (入会手続き及び保護者の責任)

1. 本クラブに入会を希望する児童の保護者は、本クラブ所定のウェブサイトにおける申込フォームへ必要事項を入力し、申し込み手続きを行うものとします。
2. 入会申込者が未成年者であるため、入会手続きは保護者と連名で行わなければなりません。
3. 保護者は、本規約に基づく会員本人の一切の義務および責任について、本人と連帯して責任を負うものとします。また、本クラブの指導内容、指導方針を理解し、クラブの活動に協力するものとします。

4. 本クラブは、入会希望者の申込内容を審査し、入会を承認した上で、保護者に対し定める会費・入会諸費用の支払いを求めるものとします。
5. 必要に応じて、医師の健康証明書または運動に関する同意書の提出を求めることがあります。

第5条（入会金・諸費用）

1. 会員は、本クラブが定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。
2. 一旦納入された入会金は、入会契約締結及び履行のための費用であり、法令または本クラブの責めに帰すべき事由がある場合を除き、返還しません。

第6条（会費等の支払い）

1. 会員は、本クラブの定める月会費、年会費その他の費用（以下、「会費等」という）を、本クラブが定める金額、支払期限、支払方法等に従い支払わなければなりません。
2. 月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本クラブのレッスンへ参加しない場合（欠席、自己都合による休業など）も支払い義務が発生するものとします。

第7条（休会）

1. 会員は、各月の前月10日（休館日の場合は翌営業日）までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。事務手続き上、期限を過ぎた場合は翌々月扱いとなります。
2. 休会期間中も、会員資格の維持のため、本クラブの定める休会費（月額）が発生するものとします。
3. 休会期間中も、年会費については、その発生時期に応じ、会員資格を有する限り支払義務が発生するものとします。

第8条（退会）

1. 会員は、各月の10日（休館日の場合は翌営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。
2. 期限を過ぎた場合は、事務手続き上、翌月末日扱いとなります。
3. 本クラブが退会届を受領するまでは、会費支払義務は継続して発生するものとします。

第3章 施設の利用及び活動

第9条（施設利用の原則及び安全管理）

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、本クラブが活動する施設を利用し、指導員の指示に従い活動するものとします。
2. 保護者は、会員に対し、本クラブの活動に際して指導員の指示を遵守させるとともに、安全に十分配慮させる責任を負います。
3. 会員は、本クラブにおいて、自身の技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。

第10条（予約及び利用回数）

1. 会員は、保護者が選択し支払った月会費プランに基づき、本クラブが定める期間内に予約・出席できる回数（以下、「利用可能枠」という）の範囲内で、レッスンに参加することができます。
2. 会員が利用可能枠を超えて指導に参加することはできません。
3. 利用可能枠のうち、当月中に利用されなかった枠については、プランに応じた細則に基づき、一部は翌月以降に繰り越すことができますが、残りの枠は原則として失効するものとします。
4. 本クラブの責めに帰すべき事由（天候による臨時中止を含む第12条の事由）により、予約済みの指導が中止となった場合、当該中止分の予約枠は利用可能枠として会員に返還（復活）されるものとします。

第11条（責任）

1. 本クラブは、会員が本クラブの活動中または施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由（指導上の過失など）がない限り、責任を負いません。
2. 会員等が本クラブの施設、機材、備品等を故意または過失により毀損、紛失させた場合、会員等の保護者は本クラブに対しその損害を賠償するものとします。
3. 会員同士の本クラブ内外でのトラブルについては、当事者間で解決するものとし、本クラブは一切関与しません。

第4章 運営及びその他

第12条（指導の休止・中止）

1. 本クラブの年間スケジュールにおいて、指導枠を設けない日（年末年始、夏季等の季節休止期間、およびその他本クラブが定める特定の日）については、指導を休止します。これらは原則として事前に会員等に告知します。
2. 前項のほか、施設の整備、会場の利用都合、指導員の研修、その他本クラブの都合により、予定していた指導を臨時に中止することがあります。
3. 指導の中止に関する告知は原則として事前にウェブサイトまたは電子メール等で行

いますが、緊急の事態（天候不良、交通機関の乱れなど）が発生した場合には、事前の告知なく指導を中止できるものとします。

第13条（クラブの閉鎖及び臨時休業）

本クラブは、次の各号のいずれかの事由により、クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 天災地変、災害（台風、地震、水害等）その他異常気象、またはこれに類する事由により本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. その他閉鎖または臨時休業の必要があると本クラブが認めたとき。

第14条（会員資格の一時停止及び除名）

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名（退会）をすることができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も滞納分は全額納入していただきます。）
2. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
3. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
4. 入会書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
5. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患し、集団行動に支障を来すとき。
6. 本クラブの合理的な指示・指導に著しく従わないとき。
7. その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第15条（個人情報保護）

1. 本クラブは、会員等から取得した個人情報を、本クラブの定める「個人情報保護方針」に従い、適切に取り扱います。
2. 本クラブは、取得した個人情報を、クラブの運営、会費請求、緊急連絡、競技会等への参加手続き、広報活動（写真・動画の撮影と利用。ただし、保護者からの明確な拒否があった場合は除く）の目的に限り利用します。

第16条（本規約の改定）

本クラブは、本規約の改定及び変更、並びに本規約に基づいて会員等が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び本クラブのウェブサイト等にて会員等に告知するものとします。

第17条（発効日）

本規約は、2025年12月1日より施行します。